

学籍番号:CD152003

税効果会計をめぐる経営者の裁量に関する実証分析

Empirical Analysis on Management Discretionary Behavior
in Accounting for Income Taxes

(要 旨)

一橋大学大学院商学研究科

博士後期課程 会計・金融専攻

積 惟美

税効果会計をめぐる経営者の裁量に関する実証分析

積惟美

1. 本論文の構成

- 第1章 問題意識と研究のねらい
- 第2章 日本における税効果会計の特徴と実態
- 第3章 税効果会計の制度的背景と論点
- 第4章 先行研究の整理と検証課題の導出
- 第5章 繰延税金資産の回収可能性判断を通じた単体利益調整
- 第6章 繰延税金資産の回収可能性判断と監査
- 第7章 繰延税金資産の測定における裁量と配当政策
- 第8章 繰延税金資産の測定における特徴と信用格付
- 第9章 銀行における税効果会計と貸倒引当金の計上行動
- 第10章 追い貸しを受ける企業における繰延税金資産の調整行動
- 第11章 結論と今後の展望

2. 第1章 問題意識と研究のねらい

本論文の目的は、隣接する諸制度が税効果会計をめぐる経営者の裁量行動に与えてきた影響を多角的に分析することで、今後の会計基準設定および制度設計上の示唆を得ることにある。こうした税効果会計をめぐる経営者の裁量行動と隣接する諸制度との関係を検討する背景には、以下に挙げる3つの問題意識がある。

第1の問題意識は、会計上の見積り・予測が財務報告に与える影響が拡大していることである。経営者の見積り・予測が一連の会計基準における規定に拡大することの経済的影響は必ずしも明らかになっていない。税効果会計における繰延税金資産の回収可能性は、経営者による全社的な将来の課税所得の見積りをもとに判断される。こうした特徴を持つ繰延税金資産の回収可能性判断に注目することで、会計上の見積りに焦点をあてた経営者の裁量行動が検証できると考えられる。

第2の問題意識は、日本における税効果会計が、隣接する諸制度との関係から経営者の機会主義的な利益調整行動を生じさせている可能性があることである。税効果会計基準の導入により拡大した経営者の裁量の余地は、分配規制や自己資本比率規制と組み合わせることで、経営者に利益調整のインセンティブを与えている可能性がある。税効果会計基準と諸制度との不整合が、経営者の利益調整行動に影響を与えているとするならば、会計基準そのものだけでなく、隣接する諸制度との関係性からその経済的影響を検討することが必要であると考えられる。

第 3 の問題意識は、税効果会計をめぐる経営者の裁量行動がその国の諸制度により影響を受けることを前提とすると、税効果会計基準の国際的収斂化のあり方を再検討する必要性が高いということが挙げられる。Skinner (2008) は、日本における税効果会計を、統一した基準を導入したにも関わらずその国の制度的要因の影響を受け、他国とは異なる会計実務が行われた顕著な例のひとつであると述べている。今後、会計基準のコンバージェンスがさらに進展していくことを考えると、税効果会計がどのように日本における隣接する諸制度と結びつき、企業行動に影響を与えてきたかを明らかにすることは、日本特有の制度を踏まえた会計基準設計、および、新しい会計基準を導入する際の整合性ある制度設計を討議するうえで、有用であると考えられる。

これら 3 つの問題意識のもと、本論文では、①税効果会計をめぐる経営者の裁量行動の実態を解明すること、②税効果会計と隣接する諸制度との関係がもたらした経済的影響を明らかにすることの 2 つを研究のねらいとする。

3. 第 2 章 日本における税効果会計の特徴と実態

第 2 章では、税効果会計をめぐる経営者の裁量の実態を明らかにするために、税効果会計に関連する会計基準を整理・検討する。繰延税金資産の回収可能性は、経営者の将来事象の見積りにもとづいて判断される。そのため、経営者による主観性が繰延税金資産の測定に反映される可能性があり、そこに裁量の余地が生じうることが明らかになった。

会計基準としての繰延税金資産の回収可能性の判断の特徴は次の 2 点である。ひとつは、繰延税金資産の回収可能性は将来事象（課税所得の大きさ）に依存しており、経営者による企業全体の将来利益（課税所得）の見積りにもとづいて評価性引当額が設定されることである。いまひとつは、回収可能性の判断によって設定される評価性引当額は繰入だけでなく戻入も可能なことである。他国に比べて日本企業では「純繰延税金資産」の計上額が大きくなる傾向があるという点で、日本企業が行う回収可能判断は業績に与える影響が大きくなるため、それを利用した利益調整行動が行われやすい可能性がある。

4. 第 3 章 税効果会計の歴史的変遷と制度的背景

第 3 章の目的は、日本における諸制度が税効果会計に及ぼしてきた影響について歴史的変遷を踏まえて検討し、税効果会計をめぐる経営者の裁量に関する論点を提示することにある。日本における税効果会計基準は、会計基準のコンバージェンスの観点から、米国基準や IFRS の内容をもとに設定されており、それらの基本的な構造を共有している。しかしながら、日本では税制および経営者の会計・税務慣行や債権者保護、自己資本比率規制といった隣接する諸制度との関係から、他国では想定されていなかった懸念事項が生じている可能性がある。これらの諸制度は経営者に利益調整のインセンティブを生じさせ、税効果会計をめぐる経営者の裁量行動に影響を与えていると考えられる。

単体財務諸表への税効果会計の導入に際して、繰延税金資産の資産性に関する商法との

関係が論点となっている。また、バブル崩壊以降の銀行危機において、銀行の不良債権処理や自己資本比率規制への抵触回避といった政策的意図により、税効果会計基準の導入が急がれることとなった。最終的に、繰延税金資産に対する分配規制や銀行における過剰な繰延税金資産の計上といった問題を残したまま、税効果会計基準は導入された。

上記議論を通じて、税制および経営者の会計・税務慣行、債権者保護、自己資本比率規制との関係を軸に、税効果会計と隣接する諸制度との関係について、次の 3 つの論点を提示する。

論点 1: 日本において多額に計上される繰延税金資産と日本企業の経営者の裁量行動の関係性

論点 2: 債権者保護の観点から、繰延税金資産が分配規制の対象とされなかったことはどのように評価されるか

論点 3: 税効果会計の導入と自己資本比率規制の関係がもたらした経済的影響

5. 第 4 章 先行研究の整理と検証課題の導出

第 4 章の目的は、第 3 章で議論した税効果会計と隣接する諸制度に関する論点に対して、これまで蓄積されてきた実証研究から得られる示唆を明らかにすることである。そして、税効果会計をめぐる経営者の裁量行動について未解決の問題を整理することで、本論文で検証すべき課題の導出を行う。

論点 1 について、繰延税金資産の計上額が大きくなる傾向にある日本企業について、その裁量の余地は経営者の裁量的な利益調整をもたらしていることが示唆される。しかしながら、日本企業をサンプルとした先行研究では、検証に用いられるサンプルが限定されている。また先行研究では、評価性引当額を通じた利益調整のインセンティブが十分に検討されているとは言えない。また、他の会計発生高と比べて、経営者の見積りをインプットとする繰延税金資産を通じた利益調整を、第三者が見抜くことは難しい。しかしながら、繰延税金資産の回収可能性判断に大きな影響を与えると推察される監査人の影響に関する証拠は蓄積されていない。そのため、評価性引当額を通じた利益調整が行われているとするならば、それに対する監査の影響を検討することは重要であると考えられる。以上の議論により、論点 1 について、次の 2 つの検証課題を導出する。

検証課題 1: 日本企業は繰延税金資産の回収可能性判断を通じた利益調整を行っているのか。

検証課題 2: 繰延税金資産の回収可能性の判断に対して監査はどのような影響を与えているか。

論点 2 については、繰延税金資産を分配規制の対象としなかったことによって、配当政策をインセンティブとした繰延税金資産の調整行動が行われる可能性が生じることが指摘

できる。日本企業は有配や安定配当に固執する傾向にあり、このことが利益増加型の評価性引当額の調整行動や利益平準化行動をもたらしている可能性があると考えられた。また、税効果会計を単体財務諸表に導入するにあたり商法との関係で論点となった繰延税金の資産性・負債性は、これまで債権者の立場から実証的に検討されてこなかった（Graham et al. 2012）。上記の議論をもとに、論点 2 について、次の 2 つの検証課題を導出した。

検証課題 3：配当政策をインセンティブとして、評価性引当額を通じた利益調整は行われているのか否か。

検証課題 4：信用格付機関は繰延税金をどのように評価しているのか。

最後に論点 3 について、税効果会計基準は、銀行による自己資本比率規制への抵触を回避しつつ不良債権処理を促すという政策的意図のもと導入された。しかしながら、不良債権処理が実際に促されたか否かについて、実証的な証拠が十分に蓄積されているとは必ずしも言えない。また、銀行における過剰な繰延税金資産の計上が問題となって以降、繰延税金資産の計上の厳格化や規制自己資本への算入制限を定めた制度改革が行われている。こうした制度改革が、銀行の貸倒引当金計上行動にどのような影響を及ぼしたかを分析することは、税効果会計が銀行に及ぼした経済的影響を検討するにあたって重要であると考えられる。

また、税効果会計と自己資本比率規制との関係は、銀行経営そのものだけではなく、銀行と貸出先企業との関係にも影響を与えうる。バブル経済の崩壊以降、メインバンクは自己資本比率規制を達成するために、財務内容の悪化した企業に対して金利減免や追い貸しといった金融支援を行い、貸出先企業の存続を図っていた。そこでは、企業が銀行からの追い貸しを受ける際に貸出の正当性を保つため、財務状態を良く見せる手段として利用される可能性があると考えられる。上記の議論より、論点 3 について次の検証課題を導出した。

検証課題 5：税効果会計の導入及び自己資本比率規制を含めた規制の変化は銀行の貸倒引当金計上行動にどのような影響を与えたか。

検証課題 6：財務危機にある企業が追い貸しを受ける際に、繰延税金資産の調整を行っているか否か。

6. 第 5 章 繰延税金資産の回収可能性判断を通じた単体利益調整

第 5 章の目的は、検証課題 1（日本企業は繰延税金資産の回収可能性判断を通じた利益調整を行っているのか否か）について実証的に検討することにある。検証結果は次のようになる。企業は前期利益・ゼロ利益・経営者業績予想利益といった目標利益を軸とした評価性引当額の調整を行っている可能性が示された。また、利益増加型の目標利益達成については、損失回避を目的とした場合のみ評価性引当額を通じた利益調整の証拠が観察された。さら

に、評価性引当額を通じた損失回避のインセンティブとしては、安定配当や倒産可能性の高い状況における自己資本の嵩増し、銀行との関係性の3つの存在が考えられた。

第5章の検証結果からは次の示唆が得られると考えられる。繰延税金資産が多く計上される傾向にあり、その変化額の報告利益に及ぼす影響が比較的大きい日本企業では、繰延税金資産の測定をめぐる経営者の裁量の余地が利益平準化や損失回避に利用されている可能性が高い。とくに純資産を嵩増しするというインセンティブのもと損失回避を目的とした利益調整が行われている可能性があった。また、倒産可能性が高い企業ほど、評価性引当額を通じた損失回避を行うという検証結果を考慮すると、制度設定において回収可能性がない繰延税金資産が貸借対照表に計上されている可能性について検討する必要があると考えられた。

7. 第6章 繰延税金資産の回収可能性判断と監査

第6章の目的は、検証課題2（繰延税金資産の回収可能性の判断に対して監査はどのような影響を与えているか）を実証的に検討することにある。第6章の主たる発見事項は次のとおりである。第1に、大規模監査法人に監査されている、より多くの監査資源が投入されている、及び産業専門性を有している監査法人の監査を受けているならば、当該企業の繰延税金資産に対する評価性引当額の水準が高く設定されていることが確認された。第2に、監査法人は追加的な監査資源を投入することによって保守的な回収可能性の判断を促すものの、それは利益調整を抑制するという結果には繋がっていない可能性があることがわかった。ただし、産業専門性の高い監査法人に監査されている場合、損失回避を目的とした利益調整が抑制されているという証拠が観察された。

第6章の結果は、次のような含意を持つと考えられる。検証結果からは、経営者による将来の収益性の予測という見積りの要素が強い会計項目において、監査人は監査リスクの上昇を回避するため、質の高い監査は保守的な判断を促していることが示唆される。また、大規模監査法人や監査資源の投入量といった監査の特性が、評価性引当額を通じた利益調整の抑制に結び付いていないという証拠は、経営者の見積りをインプットとする会計処理に対する監査の困難性を示唆している。経営者による将来収益性を見積りの妥当性を監査人が判断するためには、その産業や企業の状況について高い専門性が必要である可能性がある。

8. 第7章 繰延税金資産の測定における裁量と配当政策

第7章の目的は、検証課題3（配当政策をインセンティブとして評価性引当額を通じた利益調整は行われているのか否か）を実証的に検討することである。第7章の主たる発見事項は以下になる。第1に、企業の増配および安定配当と裁量的評価性引当額の変化額は統計的に有意な関係性を有することが観察された。第2に、調整前当期純利益が期待配当額を下回る場合、企業は裁量的に評価性引当額を減少させていることが観察された。

第 7 章の分析から得られた証拠は、次のような含意を持つものと考えられる。第 1 に、日本における繰延税金資産の分配規制に関する議論への示唆である。日本では繰延税金資産に分配規制を課すことなく税効果会計基準が導入されている。こうした税効果会計を取り巻く制度的要因は、日本企業の配当政策をインセンティブとした利益調整をもたらしている可能性がある。繰延税金資産が分配規制の対象とされないことにより、回収可能性のない繰延税金資産が計上され、未実現の利益が社外に流出することとなれば、それは債権者保護の観点から問題であるといえる。第 7 章の検証結果は、日本でも繰延税金資産に対する分配規制について検討する必要性を示唆しており、その意味において債権者保護規制のあり方について有益な知見を提示しているものと考えられる。

9. 第 8 章 繰延税金資産の測定における特徴と信用格付

第 8 章の目的は、検証課題 4（信用格付機関は繰延税金をどのように評価しているのか）を検証することであった。検証の結果、格付機関は平均的に繰延税金資産を資産として見なしていることが観察された。また、繰延税金資産の回収可能性（倒産可能性）や経営者の裁量行動にもとづいた格付評価は行われていないと考えられた。これらの結果は、回収可能性の低い繰延税金資産について、その資産性について格付機関はミスリードされている可能性を示唆している。

しかし、金融危機及び信用格付業者規制によって格付評価が厳格化したことを受け、その後の期間においては、倒産可能性が高い企業が計上する、もしくは裁量的に計上された繰延税金資産は格付符号と負の関係性があることが観察された。これらの検証結果は、信用格付業者規制後の期間において、格付機関が繰延税金資産の特徴にもとづいて評価を修正していることを示唆する証拠であると考えられる。

10. 第 9 章 税効果会計と銀行における貸倒引当金計上行動

第 9 章の目的は、検証課題 5（税効果会計の導入及び自己資本比率規制を含めた規制の変化は銀行の貸倒引当金計上行動にどのような影響を与えたのか）を検討することにあった。第 9 章の発見事項は次のとおりである。第 1 に、税効果会計の導入により銀行は一般貸倒引当金を増加させており、規制自己資本比率を達成するために貸倒引当金の計上を行っていることが観察された。一方で、個別貸倒引当金の増加は見られず、金融審議会金融分科会（2004）が述べるような不良債権処理を促す効果は確認されなかった。第 2 に、金融再生プログラムの公表が銀行の貸倒引当金計上行動に影響を及ぼしているという証拠は観察されなかった。第 3 に、バーゼルⅡ（Ⅲ）によって、繰延税金資産の自己資本への算入が制限されたことを受けて、一般貸倒引当金の計上額の減少が観察された。

第 9 章の結果は次のような含意を有すると考えられる。ひとつは、本章の検証結果からは、税効果会計導入直後の銀行の貸倒引当金の計上は、自己資本比率の改善を目的とした機会主義的な会計行動の側面が強いことが示唆された。いまひとつは、会計基準と規制が企業

の会計行動に与える影響に関する証拠の提示である。第 9 章の検証結果は、税効果会計という会計基準の導入そのものが銀行の貸倒引当金の会計行動に影響を与えていたというよりも、自己資本比率規制によって規定される銀行経営者のインセンティブ構造のなかで、会計行動が影響を受けていることが示唆される。

11. 第 10 章 追い貸しを受ける企業における繰延税金資産の調整行動

第 10 章の目的は、検証課題 6（財務危機にある企業が追い貸しを受ける際に、繰延税金資産の調整を行っているか否か）を検証することにある。検証の結果は次のようにまとめられる。第 1 に、金融支援を受けている企業に対する追い貸しと貸出先企業の裁量的評価性引当額は負の関係性にあることが観察された。これにより、銀行は財務危機にある企業への貸し出しの正当性を確保しようとしていると考えられた。第 2 に、メインバンクとの関係性が強いほど、またメインバンクが自己資本比率規制に抵触する可能性が高いほど、追い貸しと裁量的な評価性引当額の減少の関係性が強くなることが観察された。

第 10 章の検証結果からは、次のことが考察される。第 10 章の分析結果からは、こうした税効果会計と自己資本比率規制との関係が、銀行そのものの会計処理にとどまらず、銀行、とくにメインバンクと企業との関係性に影響を与えていることが示唆される。すなわちこの結果は、繰延税金資産の回収可能性判断に関する経営者の裁量の余地が、一般に経済的な非効率をもたらしていたとされる財務危機にある企業への追い貸しを行うための手段として利用されていた可能性があることを示している。第 10 章の結果は、融資元としての銀行・メインバンクがそうした判断に対して影響力を及ぼしていることを示唆している。

12. 第 11 章 結論と今後の展望

第 11 章では、これまでの議論および分析結果をまとめ、本論文における結論と今後の展望について述べる。

（1）税効果会計をめぐる経営者の裁量行動の実態について

本論文の発見事項からは、大きく次の 3 つの示唆が得られていると考えられる。第 1 に、税効果会計の導入が、経営者に利益調整の手段をもたらしていることである。繰延税金資産に係る評価性引当額は繰入れだけでなく戻入れも可能である。こうした特徴は、経営者が利益平準化を行うための秘密積立金として、また損失回避の手段として利用されていることが観察された（第 5 章）。また、第 7 章では配当政策をインセンティブとした利益調整行動が行われていること、第 10 章では、追い貸しを行うために銀行が、貸出先企業の財務状態を良く見せるための手段として評価性引当額を利用していたことが示されている。これらの検証結果からは、税効果会計の導入に伴い拡大した経営者の裁量の余地が、経営者の利益調整行動に活用されていることを示唆している。

第 2 に、繰延税金資産の回収可能性判断における経営者の見積りを用いた利益調整は、

監査人や債権者といった第三者にとって検知が難しいことである。第 6 章の検証結果は、監査人にとって、経営者の見積りに関する合理性を検証することが困難であることを示唆していると考えられる。また、第 8 章では、信用格付業者規制公表前の期間において、裁量的に計上された繰延税金資産について、その回収可能性を格付機関がミスリードされていることが示唆された。これらの結果からは、経営者の見積りと関連する裁量の余地が機会主義的な利益調整に用いられた場合、第三者がそれを抑制することは困難であるということを示唆している。

第 3 に、税効果会計をめぐる経営者の裁量性は、負の経済的影響をもたらしている可能性があることである。裁量的に評価性引当額を減少させることで増配や安定配当を行うことは、貨幣性資産の裏付けがなく、回収可能性が将来事象に依存している繰延税金資産を分配可能額に反映させることになり、それは債権者保護の観点から問題となりうる(第 7 章)。第 9 章の検証結果からは、税効果会計導入後にも不良債権と関連する個別貸倒引当金は増加していなかった。自己資本の増強効果のある一般貸倒引当金が増加しており、同基準の導入は「金融再生プログラム」において問題とされた過剰な繰延税金資産の計上行動につながっていたといえる。また、本論文の分析からは、銀行が財務危機にある企業に追い貸しを行うための手段として、繰延税金資産の回収可能性判断における裁量の余地を利用していた可能性が示唆されている(第 10 章)。財務危機にある企業への追い貸しは、効率的な資源配分を妨げる要因となりうる。

以上より、本論文では経営者の見積り・予測の要素が強い税効果会計上の裁量の余地は、利益調整に着目すると、利害関係者の便益を損なう結果に結び付いている可能性がある」と結論付ける。

(2) 税効果会計と隣接する諸制度との関係がもたらした経済的影響について

本論文の発見事項からは、大きく 2 つの示唆が得られると考えられる。第 1 に、既存の隣接する諸制度と必ずしも整合的とはいえなかった税効果会計基準の導入は、そうした諸制度の影響を受け、経営者に裁量的な利益調整のインセンティブをもたらしていたという点である。米国では税務上の加速償却に起因して繰延税金負債の計上額が大きくなる傾向にあるなかで、繰延税金負債の取扱いに関する議論を経て税効果会計の基準改定が行われてきた。そのため、繰延税金資産の回収可能性判断が必要となる「資産負債法」が採用されることとなった。しかしそうした議論の中では、日本のように繰延税金資産の計上額が大きくなる状況については十分に想定されていなかった可能性がある。繰延税金資産が生じやすい日本の状況においては、繰延税金資産に分配規制が課されなかったことによって、繰延税金資産を調整することで期待配当水準の達成するインセンティブが生じている(第 5 章、第 7 章)。また、税効果会計基準導入当初には、自己資本比率規制において繰延税金資産の規制自己資本に対する算入制限がなかったことが過剰な貸倒引当金の計上のインセンティブを生じさせている(第 9 章)。

第 2 に、隣接する諸制度は上記のような経営者の利益調整のインセンティブをもたらすものの、経営者の裁量行動に関する問題はその後の規制の改訂によって解消されていたことである。たとえば、繰延税金資産の特徴に関する信用格付機関の評価のミスリーディングは、信用格付業者規制後の期間において観察されなくなっている（第 8 章）。また、銀行における繰延税金資産の過剰計上が問題となった後に行われたバーゼルⅡ（Ⅲ）における繰延税金資産の規制自己資本への算入制限によって、当該問題は解消していることが示唆されている（第 9 章）。しかしながら、繰延税金資産の回収可能性判断に関する監査の難しさや分配規制に関する問題（第 6 章）、利害関係者が裁量に及ぼす影響等（第 10 章）については、現時点で十分に対応されているとは言えない。これらの点については、これからも対応の枠組みを検討する必要性があるだろう。

以上より、日本における諸制度は、税効果会計をめぐる経営者の裁量に対して、利益調整のインセンティブをもたらしているが、こうした利益調整から生じた弊害は、その後の規制の改訂で解消されるものもあると結論づける。

以上